

社会福祉法人調布市社会福祉協議会

調布市福祉人材育成センター

調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修（通学）受講にあたって

① （事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者が実施します。

調布市福祉人材育成センター
調布市布田5-46-1

② （目的）

本研修は介護予防・日常生活支援総合事業における家事援助のみをサービスとして提供するヘルパーの養成を図ることを目的としています。

③ （実施形式）

次の研修事業（以下研修という。）を実施します。

調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修（通学）

④ （研修事業の名称）

研修事業の名称は次のとおりとします。

介護のおしごと入門講座【高齢者家事援助編】（調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修）

⑤ （年度事業計画）

令和3年度の研修事業は次の計画のとおりとします。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和3年8月	16名
第2回	令和4年2月	16名
合計		32名

⑥ （受講対象者）

受講対象者は次の方とします。

調布市民

⑦ （研修参加費用）

研修参加費用は次のとおりとします。

無料

⑧ (使用教材)

研修に使用する教材は次のとおりとします。

「はじめて学ぶ生活支援」 (日本医療企画)

⑨ (研修カリキュラム)

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修日程表」のとおりとします。

⑩ (研修会場)

前条の研修を行うために使用する講義会場は次のとおりとします。

調布市こころの健康支援センター別館2階 (研修室)

⑪ (担当講師)

研修を担当する講師は別紙「研修日程表」のとおりとします。

⑫ (実習施設)

実習は調布市内の受け入れ可能な訪問介護事業所等において実施します。(※令和3年度第1回、第2回はコロナウイルス感染症拡大のため中止)

⑬ (募集手続き)

募集手続きは次のとおりとします。

① 受講希望者は指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに提出してください。※健康保険証・運転免許証等で本人確認をさせていただきます。代理人の場合は委任状も必要となります。

② 当協議会は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛てに通知します。

③ 開講日に教材を配布します。

⑭ (科目の免除)

「認知症サポーター養成講座」を過去に受講した方は科目の免除をすることができます。

⑮ (修了の認定)

修了の認定は、カリキュラムを全て履修した方とします。

⑯ (研修欠席者の扱い)

研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席となります。早退する場合も欠席となります。また、やむを得ず欠席する場合には必ず調布市福祉人材育成センターに連絡をしてください。

⑰（補講について）

研修の一部を欠席した方は次回の当該科目の補講を行うことにより当該科目を修了したとみなします。

⑱（受講の取り消し）

次の各号に該当する方は、受講を取り消す場合があります。

- ① 無断欠席した方。
- ② 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる方。
- ③ 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した方。

⑲（修了証明書等の交付）

第15条により修了を認定された方は、調布市高齢者支援室に申請をし「修了証」と「登録通知書」を交付します。

⑳（修了者管理の方法）

修了者の管理は調布市高齢者支援室が行います。

㉑（研修実施機関）

本研修事業は調布市福祉人材育成センターにて実施します。

㉒（その他留意事項）

- ① 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開講式までに運転免許証・健康保険証等の公的証明書の提示等により本人確認を行います。
- ② 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応します。
- ③ 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。
- ④ 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行います。